

身体障害者福祉法第15条の規定による医師の指定基準

1 診断を希望する科目が担当科目と一致していること。

診断を希望する科目	担 当 科 目
視覚障害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科 ※眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
聴覚障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、神経内科、脳神経外科 ※耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であること。専門医でない場合は、聴力測定技術等に関する講習会を受講していること。 ※耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
平衡機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科、
音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
心臓の機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓の機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
呼吸器の機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部内科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう・直腸の機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、神消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
小腸の機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科、
免疫の機能障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科 ※エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓の機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

2 診断を希望する科目に関する臨床経験が5年以上あること。

3 診断を希望する科目に関係する学会、研究会に相当年数加入し、学会等に提出した論文が相当数あること。